

職員(WGメンバー)ワークシートのまとめ

01/05/22 市民活動課

第3回検討会議(4/19)で、職員も部会用ワークシートを作成することが確認され、10名の職員(NPOワーキンググループメンバー)から18のシートが出されました。

シートの提案部分を分類しまとめました。理念に関することから具体的仕組みに関することまで、さまざまな内容が出されましたが、特に、職員の意識改革、情報、公正・透明な仕組みに関する意見が多く出されました。

| | 分類 | 提案 |
|----|---------------|--|
| 1 | 言葉の定義の明確化 | ・上記の分類以外でも何でも良いが、大和市内で(市民も役所も)言葉の定義を確認したい。・そのうえで、具体的にどのような地域社会を築いていくのかを整理する。・この議論が条例の中の理念や目的を考えると役に立つかもしれない。 |
| 2 | 主体の責務、役割分担明確化 | アメリカの例を見ると、NPOの活動のみならずその波及効果も大きなものがあると思われるが、混乱なく推進していくためにも、当然のことながら、最初に各主体の責務や役割分担等をしっかり明文化しておくことが大切と思われる。 |
| 3 | 市民、職員の意識向上 | 新しい行政のあり方を問われている現在、市民活動の活性化を推進するためには、その背景や特性を如何に正しく認識するか否かによって結果に大差が生じてしまう。市は勿論のこと、当該事業者に限らず全市民が「自発性」の共通認識をもつことが必要であると考え、如何にして市民活動に関心をもたせるかが重要であると考えます |
| 4 | 職員の意識改革・能力向上 | ・すべての職員が、市民と向き合って話し合い、何かいっしょにすすめる経験を積み重ねることが必要。・市役所職員が最も必要とされる『市民とちゃんと対話する』能力を向上させることが必要。・地域でも、地域住民同士で話し合えるしくみが必要。・市役所の役人的な意識を改善していくことも大切。 |
| 5 | 職員の意識改革・能力向上 | 今年行われる職員(管理職)向けワークショップ講習会の実施。 |
| 6 | 職員の意識改革 | もう少しどこへ向かって進んでいるのか職員全体の共通の認識があったほうが良いように思う。 |
| 7 | 参加 | ・どんな協働スタイルによる地域社会を築いていくか目標を早めに固めたい。・理念も大切だが、使いやすい参加のしくみこそ重要 |
| 8 | 公正、透明な仕組み | 支援内容を公開で公平に市民で話し合って決定できるしくみを条例に反映したい。 |
| 9 | 公正、透明な仕組み | 最も期待する支援が「金銭的な支援」であるということは、アンケート結果等からもわかるが、長期にわたる継続的金銭支援には問題がある。支援条件(期間・回数・選考方法等)にあっては、ガラス張り下での決定方法が必要である。 |
| 10 | 公共サービス参入機会の提供 | 契約事務の流れが、随意契約の見直し、公平な指名競争入札の方向へ進んでいるなかで、NPOへの委託等の公共サービス参入機会の拡大の内容を明確にする |
| 11 | 交流 | 研修制度の相互利用、短期(1ヶ月程度)・長期(1年以上)の人事交流などを通じて、お互いの考え方を知り、顔の見える関係作りを進める。ただし、実際には、条例が整備され、具体的な支援策や登録制度などが動き始めてからになると思う。 |
| 12 | 情報 | IT講習会を継続することと併せて、情報の届かない人に代わって情報を引きだすことの出来る「情報お助け隊」制度の整備。(市が制度を作って広めようなどという大それたことは考えず、そういう活動(NPO)を育てる方向が良いと思う) |
| 13 | 情報 | 現在市は「新情報プラン」策定中であるが、「どこでもコミュニティ市民会議」の意見が反映されるシステムになっていることなどから、この成果に期待したい。さらに“協働”を進めて行くに当たっては、庁内全体、特に情報公開、広報広聴、情報政策の連携が必要であると思う。 |

| | | |
|----|------------------|---|
| 14 | 情報 | パートナーシップの確立には、行政・市民・企業等の意識改革が必要である。双方が対等の立場で真のパートナーシップを築くためには、情報の積極的な開示が必要である。市側の開示は当然のこととして、受け手側の市民の「収受する姿勢」も重要である。受け手側には、情報を選択する権利があるが、その使い方により結果に差異が生じることとなることに注視すべきである。 |
| 15 | 情報 | 条例のなかで、情報共有、情報提供を強調する。・基本理念で、情報共有の重要性・責務、責任で、行政・団体の情報提供 ・具体的な仕組みで、パブリック・コメント等の手続きを入れ込む |
| 16 | 制度見直し | ニセコ町まちづくり基本条例のように、条例・仕組みの見直しを条文に規定し(45条)、定期的な内容検討・見直しを進める。 |
| 17 | 《具体事務の内容》団体との協働 | 災害ボランティア団体と市との協働:(1)団体のPR(総合防災訓練等で) (2)交流会の常設化 |
| 18 | 《具体事務の内容》防犯協会の活動 | 防犯協会の活動充実のために:(1)会員の参加意識の向上 (2)防犯パトロール支援 (3)キャンペーン内容の見直し |